

要望のあった主な技術

追加してほしい技術		使用したことが明らかな行為 (推定の対象としてほしい行為)
技術	内容、自社の実施行為	
化学分析方法		
(a)生物学的 検体検査	<ul style="list-style-type: none"> 血液、生体組織等を化学的に分析し、疾患の可能性を評価する技術 検査サービスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 被告が自社と同様の技術を使用した検査サービスの提供開始
品質検査方法		
(a)画像による 品質検査	<ul style="list-style-type: none"> カメラ画像分析により製品の品質を検査する技術 当該技術を使用する機器の製造販売 	<ul style="list-style-type: none"> 同種製品の製造販売
行動・機械稼働・需要分析方法		
(a)機器稼働 診断	<ul style="list-style-type: none"> 納入した機器の稼働情報（センサーデータ等）を収集・蓄積して、機械を遠隔診断し、故障時の復旧アシスト、生産性向上プロセス提案を行う技術 診断サービスを提供 	<ul style="list-style-type: none"> 被告が自社と同等の性能を有する装置又は診断サービスの提供開始 被告製品又はサービスの急激な精度向上 被告製品又はサービスへの自社の特徴ある機能の実装
(b)予測・予報	<ul style="list-style-type: none"> 人工知能技術により日配品、電力、水等の需要を予測する技術及び当該技術実現に必要なデータ（学習済みデータ、学習済みモデルなど） 予測装置又は予測サービスの提供を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 被告が自社と同等の性能を有する装置又は予測サービスの提供 被告製品又はサービスの急激な精度向上 被告製品又はサービスへの自社の特徴ある機能の実装
(c)人流・車流予 測	<ul style="list-style-type: none"> リアルタイムでカメラ映像やセンサー、GPSデータを解析し、混雑状況を迅速かつ的確に予測して混雑・待ち時間解消対策を提案する技術 	<ul style="list-style-type: none"> 被告が自社と同様の技術を使用した混雑予測サービスやそれを用いた混雑解消対策ソリューションの提供
(d)画像認識	<ul style="list-style-type: none"> 人物の画像を分析して認識する技術 同技術実現に必要なデータ（画像データ、特徴点データ） 	<ul style="list-style-type: none"> 被告が自社と同等の性能を有する装置又はサービスの提供 被告製品又はサービスの急激な精度向上 被告製品又はサービスへの自社の特徴ある機能の実装
	<ul style="list-style-type: none"> カメラ映像から、人、車、物を自動で認識・追跡する映像解析技術 解析装置又は解析ソリューションを提供 	

推定規定アンケートまとめ

2 . 視点及び留意点の該当性

各社の回答に関する視点及び留意点の該当性については、おおよそ共通しており、以下のとおり整理できる

< 視点 >

- (1) 原告の立証困難性が存在すること
被告の使用行為は、被告の内部領域で行われるため、不正使用の立証は困難である。
- (2) 被告の反証容易性が認められること
被告側は自らが使用している方法を明らかにすることで反証できるので、被告側の反証は容易である。
- (3) 原告の技術と被告の行為との関連性があること
原告と類似の分析・評価方法を利用したサービスの提供等を実施していれば原告の技術と被告の行為の関連性はある。

< 留意点 >

- (4) 被告の使用行為の端緒が存在すること
原告と同様のサービスを急に提供し始めた場合、急激に性能が向上した場合、原告の特徴ある機能を急に実装した場合などは、当該行為が、不正使用行為の端緒となりうる。(裁判において、被告が、原告の技術を不正取得したことが認められることが前提)
- (5) 不正「使用」行為に対する差止請求、損害賠償請求等の必要性
原告の分析・評価の技術に関しての不正取得が認められたとしても、実際は被告が当該技術を使用し分析・評価を行いその結果を利用してサービスの提供を行っている場合。被告が当該技術の不正取得は行ったが、使用はしていないとの主張が認められると、損害賠償は取得に関しての損害額に留まり、差止めに対しては、当該技術に係る情報は全て破棄したとされると、措置としては十分とは言えない。